

様式2

平成 年 月 日

福 祉 保 健 局 長 殿

施設所在地 東京都町田市成瀬1263番地  
 法人名 社会福祉法人 揺籃会  
 施設名 町田わかくさ保育園  
 代表者名 理事長 松本 俊雄 印

東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業の事業実績について

東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱の5に基づき、関係書類を添えて事業実績を報告します。

記

報告項目

事業名	事業の種類 (○をつけてください)	添付様式	施設での 公表開始日	公表方法 掲示場所
サービス改善計画・ 実施状況の公表 【福祉サービス第三者評価等の活用】	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者評価</li> <li>利用者に対する調査</li> </ul>	様式3	(改善計画) 平成 24 年 4 月 1 日	(改善計画) 施設内に掲示 利用者へ配布
財務情報等の公表		様式4	平成 24 年 6 月 1 日	施設内に掲示 利用者へ配布

施設番号	66- 0575	施設名	町田わかくさ保育園
担当者	氏名	熊谷 文代	
	連絡先	電話	042-728-0288
		FAX	042-728-0344
		e-mail	<a href="mailto:m-wakakusa@aj.wakwak.com">m-wakakusa@aj.wakwak.com</a>

**私たちの施設は、「福祉サービス第三者評価」を活用して、利用者サービス向上のために常に努力しています。**

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名		町田わかくさ保育園		施設番号	66 -0575
項目	評価結果に基づく現状分析 (平成23年度)	改善計画 (平成23年度末時点)	実施状況 (平成24年10月1日時点)		
信頼関係 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者の方から子どもを人質に取られているから意見が言いにくいと記載あり。 2～3人の方のご意見ですが、保育園との関係が人質の言葉をつかわなければならぬ現状は、真摯にうけとめなければなりません。</li> <li>●1人の方が大変不満、子どもが保育園嫌いと言っているとのご意見記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園側の真摯な気持ちを全保護者あてにお手紙配布。全ての否定的ご意見に対して、ひとつずつ解答、対処法、改善策</li> <li>他 謝 誤解を解き、陳謝すべきところは陳謝 気持ちの伝達を行う。</li> <li>●保育園嫌いと言っている子ども達 担当サイドで発見できず。保育の見直し、子ども達の心寄り添い 職員会議・申し送り会議の中で再々 検 討行う。その事もおたよりでお知らせ。</li> <li>●保護者の方とキャッチボールの出来</li> </ul>			
水筒持参 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●23年度の節電対策・飲み水対策からはじまった2歳からの水筒持参。 節電が終わっても何故持参なのかのご意見あり。</li> <li>●再度子ども達の水筒持参の日々の喜びの表情、物の管理についても子ども達の発達上にも良い事等、子どもの視点で再度お手紙配布。 水筒持参の日々賛成のおたよりを下さる保護者の方もいらして、賛否両論のご意見の様子をおたよりにて知らせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再度のおしらせの中で                             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの意見調整をとる。</li> <li>② 親子とも納得済みなら、持参しなくても園で対応</li> <li>③ 選びとりが出来る事を保護者に伝える</li> </ol> </li> </ul>			
第三者委員の存在に関して について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 存在を知らない方、14%相談したらいけないと園から言われたとご意見一人。</li> <li>①入園のしおり・玄関掲示・で常に写真掲示。</li> <li>②運動会等の場所でご本人紹介。従来行ってきた上記二点含め、保育園へのご意見の伝え方を含め、再考していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苦情の伝え方、入園のしおりに記載あり。新入園児に、説明。毎月のおたよりの中に、保護者のご意見に対して意見交換出来る欄あり。 キャッチボールの公欄あり。 その中で繰り返しお知らせ</li> <li>● 第三者委員の方が24年度変更。その事含め、年度はじめのおたよりで再度知らせる。</li> <li>● 玄関掲示を取り換え、見やす位置に張り替える。</li> </ul>			

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。

**私たちの施設は、区市町村、都及び国からの補助や利用者からの利用料等によって運営されています。**

<保育所>

施設名	町田わかさ保育園	施設番号	66-0575
-----	----------	------	---------

平成23年度における施設データ

総事業費(事業活動支出)	197,415,144	円
うち人件費	155,875,246	円
定員	122	人
在籍児童数(平成23年4月1日時点)	144	人
常勤職員数(平成23年4月1日時点)	27	人
非常勤職員数(平成23年4月1日時点)	20	人

施設の収入(サービス推進費などの状況)【平成23年度実績】

区市町村からの補助金	保育所運営費負担金 (国が定める運営費補助【負担率 国1/2、都1/4、区市町村1/4】)	130,851,840	円
	その他の補助金	83,143,332	円

サービス推進費交付額(都独自の運営費補助) ①+②		合計	20,888,010	円						
①社会福祉法人の施設経営にかかる基本部分の経費(基本補助)		計	6,406,080	円						
②施設の努力に対する加算(ア+イ+ウ)		計	14,481,930	円						
ア 第三者評価の受審・サービス向上に向けた計画策定	第三者評価又は利用者に対する調査	200,000	円	施設訪問、園行事招待等を通じたお年寄りとの交流 年10回以上	200,000	円				
				小学生等との交流	年6回以上	200,000	円			
	零歳児保育の実施 *注1	180	人	2,507,400	円	小中高生の職場体験、育児体験等の受入	年10日以上	600,000	円	
	零歳児に対する30分を超える延長保育実施	431	人	392,210	円	一時保育を活用した小学校低学年児童(放課後児童除く)の受入	年10人以上	200,000	円	
	2~3時間の延長保育実施 *注2		人		円	「パートナー保育登録」をした地域の在宅子育て家庭の保護者に育児相談・各種サービスを提供	登録者	人	500,000	円
	イ 4時間以上の延長保育実施		人		円	ウ パートナー保育登録者に育児講座を実施	年3回以上又は年6回以上		200,000	円
	病児・病後児保育の実施		人		円	パートナー保育登録者に保育所体験を実施	年3回か年~10人以上又は年10回か年~20人以上		600,000	円
	休日保育の実施		人		円	出産前後の親に対する体験学習の実施	年3回か年~6人以上又は年6回か年~12人以上		600,000	円
	4時間未満の一時・特定保育の実施	210	人	306,600	円	子育てサークルの育成・支援	年3回以上又は年6回以上		600,000	円
	4時間以上の一時・特定保育の実施	1,333	人	3,892,360	円	パートナー保育登録者向けに子育て情報誌を発行	年10回以上		200,000	円
	待機児童解消のための分園の設置		人		円	パートナー保育登録者に対して家庭訪問を実施	年20件以上又は年40件以上			円
	アレルギー児に対応した給食の提供	88	人	1,383,360	円	家庭福祉員(保育ママ)に対する相談指導等の実施	年10回以上			円
	夜間保育(おおよそ午後10時までの実施)		人		円	出前保育(公園など、保育所以外の場で、地域の子育て家庭のために保育所体験等を実施)	年6回以上		1,000,000	円
	地域の在宅家庭児童を含め、年末年始の保育を実施		人		円	健康増進支援(嘱託医の協力を得て、在宅家庭児童を対象に健康診断、健康相談を実施)	年6回以上			円
	その他の特別保育事業				円	保育拠点活動支援(実習生等、今後の子育て支援にかかわる人材を育成)	年3人以上又は年6人以上		900,000	円
					地域の子育てサービスや病児・病後児保育の実習				円	
					自主的取組(利用者ニーズに応えるための保育所独自の先駆的取組)				円	
					事業名:					

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、閲覧を希望する方に公開しています。

注1)「零歳児保育(市部・小規模)」及び「零歳児保育(町村部)」を含みます。

注2)「延長保育事業(町村部)」を含みます。